

## 別紙 1

### 仕 様 書

#### 1 件 名

小月南町マンホールポンプ場他非常通報装置修繕

#### 2 実施場所

小月南町マンホールポンプ場	下関市小月南町 1
長府松小田西町マンホールポンプ場	下関市長府松小田西町 11
王司上町マンホールポンプ場	下関市王司上町五丁目 9
長府才川マンホールポンプ場	下関市長府才川二丁目 12
長府才川一丁目マンホールポンプ場	下関市長府才川一丁目
長府野久留米マンホールポンプ場	下関市長府野久留米町
長府浜浦西町マンホールポンプ場	下関市長府浜浦西町 13

#### 3 履行期限

令和 7 年 10 月 31 日

#### 4 内 容

非常通報装置の LTE 通信モジュール取替 1 式

(1) 詳細については、別紙 2「修繕詳細」を参照すること。

(2) 実施箇所については、別図 1～2 に示すものとする。

#### 5 提出書類

(1) 写真（施工前・施工中・完成が確認できるもの） 1 部

(2) 完了届（以下の項目について記載されたもの） 1 部

ア 件名

イ 実施場所

ウ 内容

エ 契約金額

オ 完了年月日

## 6 安全衛生

現場の状況に応じた適切な機材、保護具等を選定し、安全衛生管理に努めること。

## 7 注意事項

- (1) 関係各種法令を厳守し、安全対策を万全に期すること。
- (2) ポンプ場の運転に支障を与えないこと。
- (3) 本修繕の実施に際しては、あらかじめ発注者と事前に十分な打合わせを行うこと。
- (4) 本修繕に必要な工具機材は、受注者の負担とする。
- (5) 本修繕で発見された不具合（劣化、損傷、汚損等）が原因で、対象設備が本来の機能、性能を発揮しないおそれがある場合や、正常な機能、性能の発揮の維持が困難と判断された場合、ただちに発注者へ報告するとともに、その対応について協議すること。
- (6) 実施にあたり施設に損傷を与えた場合は、受注者の責任においてこれを補修すること。
- (7) 現場工程は、発注者との打ち合わせにより決めること。
- (8) 作業に必要な軽微な電源（AC 100V）及び上水については、棟屋内のコンセント及び近隣の散水栓より支給するが、効率的に作業を行いその使用は最小限にすること。
- (9) 撤去材については、受注者にて適切に処理を行うこと。
- (10) 本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合、双方協議の上、定めるものとする。

## 修繕詳細

- ・小松電機株式会社製監視通報装置（やくも水神 SC210・SA201E・SC220）のFOMA通信モジュールをLTE通信モジュールに取替えを行うこと。
- ・試験調整を行うこと。（変更手続を含む。）

既設監視通報装置	SC210
	SA201E
	SC220
既設通信	FOMA通信 FOMAユビキタスモジュール内蔵 機器名称：FOMA UM02-F他